

 再エネ業務統合システム 電力広域的運営推進機関

ユーザID/パスワード忘却

■ ユーザIDを忘れた場合

登録済の設備ID（複数ある場合はいずれか1件）とユーザ登録したメールアドレスを送信して、ユーザIDの再通知およびパスワード再発行を行います。

① 設備ID *

② メールアドレス *

例) saiene@example.com

送信

■ パスワードを忘れた場合

ユーザIDとメールアドレスを送信して、パスワードの再発行を行います。

ユーザID *

メールアドレス *

例) saiene@example.com

送信

[再エネ業務統合システムTOPへ](#)

図 1-37 「ユーザ ID/パスワード忘却画面」の画面イメージ

表 1-17 「ユーザ ID/パスワード忘却画面」入力項目

No.	項目	留意点
①	設備 ID	—
②	メールアドレス	—

1.7.2 ID 再通知・仮パスワード受領

「再エネ業務統合システム TOP へ」ボタンをクリックし、「ポータルトップ（ログイン前）画面」へ進みます。

再エネ業務統合システムへのログイン情報（ユーザ ID と仮パスワード）がメールにて送付されます。

1.7.3 新パスワード登録

「ポータルトップ（ログイン前）画面」にて、ログイン情報（ユーザ ID と仮パスワード）を入力し、新パスワードを登録します。
パスワード要件は『1.1.3 事業者・ユーザ情報登録申請』をご参照ください。

1.8 パスワード変更・再発行

本節では、認定事業者がパスワードを変更又はパスワードを失念した場合の手続きについて説明します（図 1-38、図 1-39 参照）。

パスワード変更

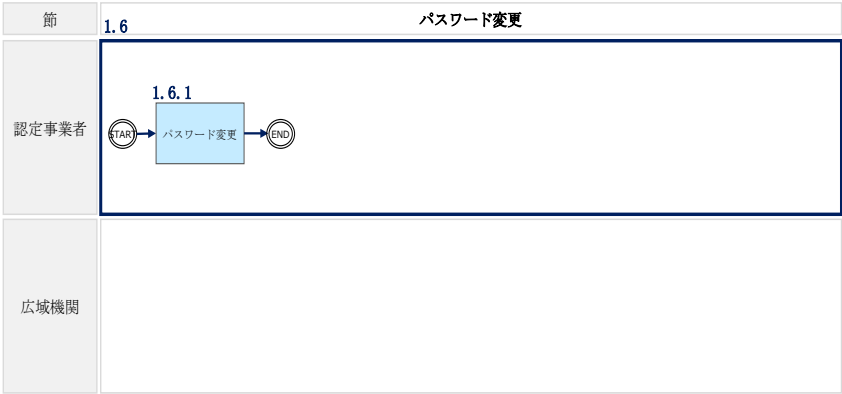


図 1-38 パスワード変更の詳細構成

1.8.1 パスワード変更

再エネ業務統合システムの「ポータルトップ（ログイン後）画面」のメニューより「パスワード変更」ボタンをクリックして「パスワード変更画面」へ進みます。

新しいパスワードを入力し、「変更」ボタンをクリックしてください。

パスワード要件は『1.1.3 事業者・ユーザ情報登録申請』をご参照ください。

パスワード再発行

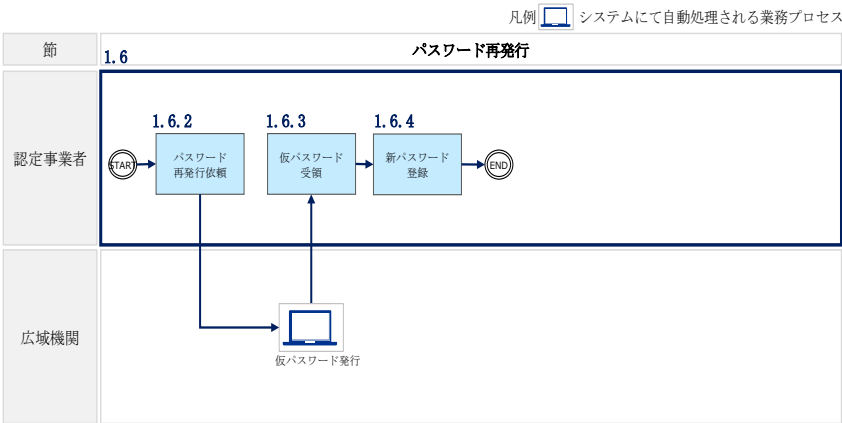


図 1-39 パスワード再発行の詳細構成

1.8.2 パスワード再発行依頼

再エネ業務統合システムの「ポータルトップ（ログイン前）画面」の「ユーザ ID/パスワードを忘れた場合」ボタンをクリックして「ユーザ ID/パスワード忘却画面」へ進みます。

パスワードを忘れた場合の必要項目の入力を行った後、「送信」ボタンをクリックしてください（図 1-40、表 1-20 参照）。

登録されているメールアドレスにユーザ ID 及びパスワードの再発行（メール送付）を行った旨のメッセージが表示されます。

 再エネ業務統合システム 電力広域的運営推進機関

ユーザID/パスワード忘却

■ ユーザIDを忘れた場合

登録済の設備ID（複数ある場合はいずれか1件）とユーザ登録したメールアドレスを送信して、ユーザIDの再通知およびパスワード再発行を行います。

設備ID*

メールアドレス*

例) saiene@example.com

送信

■ パスワードを忘れた場合

ユーザIDとメールアドレスを送信して、パスワードの再発行を行います。

① ユーザID*

② メールアドレス*

例) saiene@example.com

送信

[再エネ業務統合システムTOPへ](#)

図 1-40 「ユーザ ID/パスワード忘却画面」の画面イメージ

表 1-18 「ユーザ ID/パスワード忘却画面」入力項目

No.	項目	留意点
①	ユーザ ID	—
②	メールアドレス	—

1.8.3 仮パスワード受領

「再エネ業務統合システム TOP へ」ボタンをクリックし、「ポータルトップ（ログイン前）画面」へ進みます。

再エネ業務統合システムへのログイン情報（ユーザ ID と仮パスワード）がメールにて送付されます。

1.8.4 新パスワード登録

「ポータルトップ（ログイン前）画面」にて、ログイン情報（ユーザ ID と仮パスワード）を入力し、新パスワードを登録します。

パスワード要件は『1.1.3 事業者・ユーザ情報登録申請』をご参照ください。

66

第2章 FIP 交付金管理

本章では、FIP に関する以下の内容について説明します（図 2-1 参照）。

2.1 FIP 交付金算定結果確認

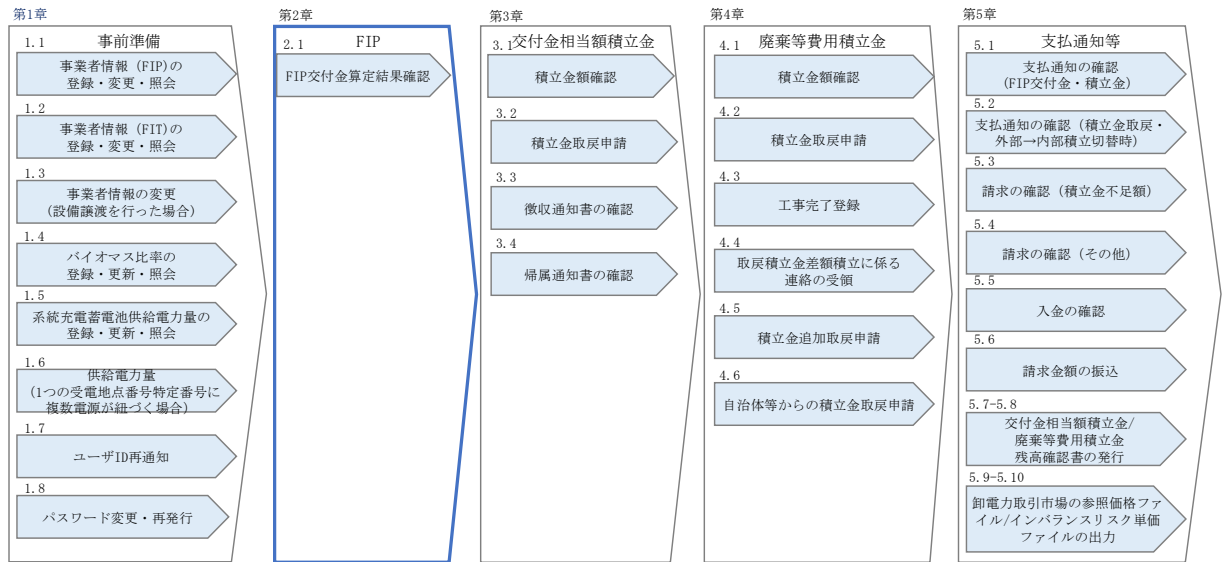


図 2-1 第2章の構成

2.1 FIP 交付金算定結果確認

本節では、FIP 交付金算定結果確認について説明します（図 2-2 参照）。



図 2-2 FIP 交付金算定結果確認の詳細構成

2.1.1 交付金算定結果確認

FIP 交付金算定結果は、再エネ業務統合システムの「FIP 交付金・廃棄等費用積立算定結果詳細画面」から確認できます。

「ポータルトップ（ログイン後）画面」のメニューから「FIP 交付金・廃棄等費用積立算定結果一覧」を選択し、「FIP 交付金・廃棄等費用積立算定結果一覧画面」へ進みます。「FIP 交付金・廃棄等費用積立算定結果一覧画面」の「算定結果検索」欄に、対象年月、精算年月（注）などの検索条件を入力して、「検索」ボタンをクリックします（図 2-3、表 2-1 参照）。

検索結果が「算定結果検索一覧」欄に表示されますので、確認したい情報の「詳細」ボタンをクリックし、「FIP 交付金・廃棄等費用積立算定結果詳細画面」に進みます。

「FIP 交付金・廃棄等費用積立算定結果詳細画面」では、FIP 交付金と解体等積立金の算定結果とその内訳である算定根拠を確認することができます（図 2-4、図 2-5 参照）。

算定式を参照したい場合、「算定式を表示」ボタンをクリックすることで、詳細を確認することができます（図 2-6、表 2-2 参照）。

FIP 交付金算定結果は、再エネ業務統合システムの「FIP 交付金・廃棄等費用積立算定結果詳細画面」の「CSV 出力」ボタンをクリックすることで、CSV ファイルとして出力することができます（図 2-3、表 2-3 参照）。

注：2023 年 10 月 16 日以降、過去に交付した FIP 交付金について、以下の算定根拠の誤りが発覚した場合、算定根拠を修正した上で再度システム算定し差額を精算します。精算した過去の対象年月が「精算年月」となります。

- ・ 供給電力量(発電設備毎の 30 分データ及びエリア電源種別の 1 時間値)
- ・ インバランスリスク単価

精算を行う場合は、認定事業者にメール等で通知いたします。

FIP交付金・廃棄等費用積立金算定結果一覧

・MSG_F0013I：該当するFIP交付金・廃棄等費用積立金算定結果は13件です。

✕

算定結果検索

① 対象年月

開始 ----年--月 同 終了 ----年--月 同

② 精算年月

開始 ----年--月 同 終了 ----年--月 同

③ 再エネ事業者コード

00000234 ④ 事業者名

留保_パターン20

⑤ 設備ID

例) A123456789

⑥ 留保状態

☐ 留保状態の設備情報のみ

⑦ 検索

算定結果検索結果一覧

1 ~ 13 件 / 13 件中 ⑧

⑨

⑩

⑪

⑫

⑬

<< 1 >>

⑭

⑮

⑯

⑰

CSV出力

⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰
ステータス	留保状態	対象年月	精算年月	事業者情報	設備ID	交付金額	廃棄等費用積立金額	
確定済	留保	2025/05	-	00000234：留保_パターン20	A999173528	1,000 円	7,820 円	詳細
確定済	留保	2025/04	-	00000234：留保_パターン20	A999173528	760 円	7,140 円	詳細
確定済	留保	2025/03	-	00000234：留保_パターン20	A999173528	768 円	7,690 円	詳細
確定済	留保	2025/01	-	00000234：留保_パターン20	A999173528	774 円	7,690 円	詳細
確定済	留保	2024/12	-	00000234：留保_パターン20	A999173528	722 円	7,220 円	詳細
確定済	留保	2024/10	-	00000234：留保_パターン20	A999173528	440 円	6,670 円	詳細
確定済	留保	2024/09	-	00000234：留保_パターン20	A999173528	660 円	7,610 円	詳細
確定済	留保	2024/08	-	00000234：留保_パターン20	A999173528	505 円	7,550 円	詳細
確定済	留保	2024/07	-	00000234：留保_パターン20	A999173528	819 円	8,210 円	詳細
確定済	留保	2024/06	-	00000234：留保_パターン20	A999173528	606 円	7,900 円	詳細
確定済	留保	2024/05	-	00000234：留保_パターン20	A999173528	854 円	7,710 円	詳細
確定済	留保	2024/04	-	00000234：留保_パターン20	A999173528	658 円	6,820 円	詳細
未確定	留保	2023/12	-	00000234：留保_パターン20	A999173528	487 円	6,870 円	詳細

図 2-3 「FIP 交付金・廃棄等費用積立算定結果一覧画面」の画面イメージ⁶

表 2-1 「FIP 交付金・廃棄等費用積立算定結果一覧画面」入力項目

No.	項目	入力内容
①	対象年月	閲覧したい交付金の対象年月を選択 (対象年月の詳細は 44 ページ参照)
②	精算年月	閲覧したい交付金の精算年月を選択

⁶ 積立対象の自然変動電源且つ不足金や月跨がある場合に表示される画面例であり、電源区分などによって、算定結果や算定根拠に表示される項目は異なります。

70

No.	項目	入力内容
③	再エネ事業者コード	認定事業者情報申請にて採番される一意の No
④	事業者名	認定事業者情報申請にて登録した事業者名
⑤	設備 ID	発電設備を一意に特定する ID
⑥	留保状態	チェックした場合、留保中に算定された設備のみを表示します
⑦	検索	入力した条件で検索します
⑧	CSV 出力	FIP 交付金・廃棄等費用積立金算定結果一覧画面で検索したデータを CSV 出力します  出力する CSV のファイル仕様については以下の「ファイル仕様（算定結果一覧 CSV ファイル）」を参照
⑨	ステータス	「未確定」「確定済」のいずれかを表示  支払通知書・請求書確認依頼メールに記載の異議申立期限を超えると広域機関職員にて確定処理を行います。
⑩	留保状態	設備の留保状態  留保中に算定された設備である場合、「留保」と表示されます。
⑪	対象年月	No. 1 「対象年月」と同様
⑫	精算年月	No. 2 「精算年月」と同様
⑬	事業者情報	No. 3 「再エネ事業者コード」 + No. 4 「事業者名」
⑭	設備 ID	No. 5 「設備 ID」と同様
⑮	交付金額	廃棄等費用積立金控除前の FIP 交付金額（小数点第 1 位を切り捨て）  精算時を除き、マイナス値になった場合は一律” 0”となります。  精算時は、精算前との差額を表示します。
⑯	廃棄等費用積立金額	FIP 廃棄等費用積立金額（小数点第 1 位を切り捨て）  精算時は、精算前との差額を表示します。
⑰	詳細	図 2-4 「FIP 交付金・廃棄等費用積立算定結果詳細」を表示します

FIP交付金・廃棄等費用積立金算定結果詳細

設備情報

設備ID	A997742802
電源種別	太陽光
エリア	北海道
系統充電蓄電池	—
再エネ事業者コード	00000026
事業者名	株式会社再エネ

算定結果

■ 算定状況

対象年月	2025/08
ステータス	確定済

■ 算定結果

供給促進交付金（FIP交付金）	99,999,999,999,999 円
廃棄等費用積立金	99,999,999,999 円

供給促進交付金（FIP交付金） 算定根拠

供給促進交付金（FIP交付金）		99,999,999,999,999 円
■ 供給促進交付金（FIP交付金） 内訳		
算定式を表示		
2025/07	基準価格(発電側課金相当額含む)	99,999.99円/kWh
	基準価格(発電側課金相当額含まない)	99,000.00円/kWh
	発電側課金相当額	999.99円/kWh
	卸電力取引市場の参照価格	99,999.99円/kWh
	非化石価額相当額	999.99円/kWh
	バランシングコスト	999.99円/kWh
	エリア・電源種別ごとの当月電気供給量(0.01円/kWhコマ含む)	9,999,999,999,999kWh
	エリア・電源種別ごとの当月電気供給量(0.01円/kWhコマ含まない)	9,999,999,999,999kWh
	供給電力量(0.01円/kWhコマ含まない)	9,999,999,999,999kWh
2025/08	基準価格(発電側課金相当額含む)	99,999.99円/kWh
	基準価格(発電側課金相当額含まない)	99,000.00円/kWh
	発電側課金相当額	999.99円/kWh
	卸電力取引市場の参照価格	99,999.99円/kWh
	非化石価額相当額	999.99円/kWh
	バランシングコスト	999.99円/kWh
	エリア・電源種別ごとの当月電気供給量(0.01円/kWhコマ含む)	9,999,999,999,999kWh
	エリア・電源種別ごとの当月電気供給量(0.01円/kWhコマ含まない)	9,999,999,999,999kWh
	供給電力量(0.01円/kWhコマ含まない)	9,999,999,999,999kWh

廃棄等費用積立金 算定根拠

廃棄等費用積立金		99,999,999,999 円
■ 廃棄等費用積立金 内訳		
算定式を表示		
解体等積立基準額	99,999.99円/kWh	
供給電力量(0.01円/kWhコマ含む)	9,999,999,999,999kWh	

戻る

図 2-4 「FIP 交付金・廃棄等費用積立算定結果詳細画面」の画面イメージ

72

FIP交付金・廃棄等費用積立金算定結果詳細

設備情報

設備ID	A997743801
電源種別	太陽光
エリア	北海道
系統充電蓄電池	—
再エネ事業者コード	00000026
事業者名	株式会社再エネ

算定結果

※ () 内の数値は前回算定時との差分になります。

■ 算定状況

対象年月	2025/08
精算年月	2025/07
ステータス	確定済

■ 算定結果（精算金額）

供給促進交付金（FIP交付金）	99,999,999,999.999 円	(+99,999,999,999.999 円)
廃棄等費用積立金	99,999,999.999 円	(+99,999,999.999 円)

供給促進交付金（FIP交付金） 算定根拠

供給促進交付金（FIP交付金） 99,999,999,999.999 円 (+99,999,999,999.999 円)

■ 供給促進交付金（FIP交付金） 内訳

算定式を表示

2025/06	基準価格(発電側課金相当額含む)	99,999.99円/kWh	
	基準価格(発電側課金相当額含まない)	99,000.00円/kWh	
	発電側課金相当額	999.99円/kWh	
	卸電力取引市場の参照価格	99,999.99円/kWh	(+99,999.99円/kWh)
	非化石価値相当額	999.99円/kWh	
	バランシングコスト	999.99円/kWh	
	エリア・電源種別ごとの当月電気供給量(0.01円/kWhコマ含む)	9,999,999,999.999kWh	(+9,999,999,999.999kWh)
	エリア・電源種別ごとの当月電気供給量(0.01円/kWhコマ含まない)	9,999,999,999.999kWh	(+9,999,999,999.999kWh)
	供給電力量(0.01円/kWhコマ含まない)	9,999,999,999.999kWh	(+9,999,999,999.999kWh)
	2025/07	基準価格(発電側課金相当額含む)	99,999.99円/kWh
基準価格(発電側課金相当額含まない)		99,000.00円/kWh	
発電側課金相当額		999.99円/kWh	
卸電力取引市場の参照価格		99,999.99円/kWh	(+99,999.99円/kWh)
非化石価値相当額		999.99円/kWh	
バランシングコスト		999.99円/kWh	
エリア・電源種別ごとの当月電気供給量(0.01円/kWhコマ含む)		9,999,999,999.999kWh	(+9,999,999,999.999kWh)
エリア・電源種別ごとの当月電気供給量(0.01円/kWhコマ含まない)		9,999,999,999.999kWh	(+9,999,999,999.999kWh)
供給電力量(0.01円/kWhコマ含まない)		9,999,999,999.999kWh	(+9,999,999,999.999kWh)

廃棄等費用積立金 算定根拠

廃棄等費用積立金 99,999,999.999 円 (+99,999,999.999 円)

■ 廃棄等費用積立金 内訳

算定式を表示

解体等積立基準額	99,999.99円/kWh	
供給電力量(0.01円/kWhコマ含む)	9,999,999,999.999kWh	(+9,999,999,999.999kWh)

戻る

図 2-5 「FIP 交付金・廃棄等費用積立算定結果詳細画面（精算年月有）」の画面イメージ

73

供給促進交付金（FIP交付金） 算定根拠		
供給促進交付金（FIP交付金）		99,999,999,999 円
■ 供給促進交付金（FIP交付金） 内訳		算定式を表示
【算定式】		
調整前プレミアム単価 = 基準価格※1 - 参照価格((卸電力取引市場の参照価格 + 非化石価値相当額)※2 - バランシングコスト)		
※1：発電側課金の対象となる設備の場合、基準価格には発電側課金相当額を含む。		
※2：参照価格(ランニングコスト)は除くは、基準価格と発電側課金相当額の合計を上限値とし、0円/kWhを下限値とする。		
調整後プレミアム単価 = (調整前プレミアム単価 × (エリア・電源種別ごとの当月電気供給量(0.01円/kWhコマ含む) ÷ エリア・電源種別ごとの当月電気供給量(0.01円/kWhコマ含まない)))※3)※4		
※3：(エリア・電源種別ごとの当月電気供給量(0.01円/kWhコマ含む) ÷ エリア・電源種別ごとの当月電気供給量(0.01円/kWhコマ含まない))の算出時、端数処理は小数第3位を四捨五入とする。		
※4：その後、調整後プレミアム単価を乗じ、算出された調整後プレミアム単価の端数処理は小数第3位を四捨五入とする。		
FIP交付金 = (調整後プレミアム単価 × 供給電力量(0.01円/kWhコマ含まない))※5		
※5：FIP交付金算出時の端数処理は、小数点以下を切り捨てとする。		
2025/07	基準価格(発電側課金相当額含む)	99,999.99円/kWh
	基準価格(発電側課金相当額含まない)	99,000.00円/kWh
	発電側課金相当額	999.99 円/kWh
	卸電力取引市場の参照価格	99,999.99円/kWh
	非化石価値相当額	999.99円/kWh
	バランシングコスト	999.99円/kWh
	エリア・電源種別ごとの当月電気供給量(0.01円/kWhコマ含む)	9,999,999,999.99kWh
	エリア・電源種別ごとの当月電気供給量(0.01円/kWhコマ含まない)	9,999,999,999.99kWh
	供給電力量(0.01円/kWhコマ含まない)	9,999,999,999.99kWh
2025/08	基準価格(発電側課金相当額含む)	99,999.99円/kWh
	基準価格(発電側課金相当額含まない)	99,000.00円/kWh
	発電側課金相当額	999.99 円/kWh
	卸電力取引市場の参照価格	99,999.99円/kWh
	非化石価値相当額	999.99円/kWh
	バランシングコスト	999.99円/kWh
	エリア・電源種別ごとの当月電気供給量(0.01円/kWhコマ含む)	9,999,999,999.99kWh
	エリア・電源種別ごとの当月電気供給量(0.01円/kWhコマ含まない)	9,999,999,999.99kWh
	供給電力量(0.01円/kWhコマ含まない)	9,999,999,999.99kWh

図 2-6 「FIP 交付金・廃棄等費用積立算定結果詳細画面（算定式）」の画面イメージ

表 2-2 「FIP 交付金・廃棄等費用積立算定結果詳細画面」に表示される
算定結果・算定根拠の記載項目

No.	記載項目		留意点
1	算定結果	対象年月	-
2		算定状況	
3		供給促進交付金（FIP 交付金）	
4		廃棄等費用積立金	
5	供給促進交付金(FIP交付金) 算定根拠	供給促進交付金（FIP 交付金）	電源区分等により 表示されない場合 があります
6		基準価格（発電側課金相当額含む）(当月度)	
7		基準価格（発電側課金相当額含まない）	
8		発電側課金相当額	
9		卸電力取引市場の参照価格（前月度）	
10		非化石価値相当額（当月度）	

No.	記載項目		留意点
11	供給促進交付金(FIP交付金)算定根拠	balancing cost (previous month)	電源区分等により表示されない場合があります
12		area・source type별当月 electricity supply volume (0.01 yen/kWh inclusive) (previous month)	
13		area・source type별当月 electricity supply volume (0.01 yen/kWh exclusive) (previous month)	
14		supply electricity volume (previous month)	
15		base price (generation side fee equivalent amount inclusive) (current month)	
16		base price (generation side fee equivalent amount exclusive)	
17		generation side fee equivalent amount	
18		unbundling electricity trading market reference price (current month)	
19		non-fossil fuel value equivalent amount (current month)	
20		balancing cost (current month)	
21		balancing cost (current month) (imbalance surcharge)	
22		area・source type별当月 electricity supply volume (0.01 yen/kWh inclusive) (current month)	
23		area・source type별当月 electricity supply volume (0.01 yen/kWh exclusive) (current month)	
24		supply electricity volume (0.01 yen/kWh exclusive) (current month)	
25		delivery basis	

表 2-3 算定結果一覧に関する CSV ファイルに表示される記載項目

No.	項目	必須	属性	桁数	ヘッダー (※1)	明細(※1)
1	行種別	○	文字列	3	○	○
2	ステータス	○	文字列	17	○	○
3	留保状態	—	文字列	2	○	○
4	対象年月	○	日付	7	○	○
5	精算年月	—	日付	7	○	○
6	再エネ事業者コード	○	数字のみ	8	○	○
7	事業者名	○	文字列	130	○	○
8	設備 ID	○	英数字のみ	10	○	○
9	電源種別	○	文字列	5	○	○
10	エリア	○	文字列	3	○	○
11	系統充電蓄電池	—	文字列	2	○	○
12	認定バイオマス比率	—	数値	整数：6 小数：3	○	○
13	供給促進交付金（FIP 交付金）	—	数値	14	○	
14	交付金相当額積立金	—	数値	14	○	
15	廃棄等費用積立金	—	数値	11	○	
16	供給年月	—	日付	7		○
17	バイオマス燃料区分	—	文字列	16		○
18	バイオマス比率	—	数値	整数：6 小数：3		○
19	基準価格（発電側課金相当額含む）	—	数値	整数：7 小数：2		○
20	基準価格（発電側課金相当額含まない）	—	数値	整数：7 小数：2		○
21	発電側課金相当額	—	数値	整数：5 小数：2		○
22	卸電力取引市場の参照価格	—	数値	整数：7 小数：2		○
23	非化石価値相当額	—	数値	整数：5 小数：2		○
24	balancing cost（インバランスリ スク料）	—	数値	整数：5 小数：2		○

No.	項目	必須	属性	桁数	ヘッダー (※1)	明細(※1)
25	エリア・電源種別ごとの当月電気供給 量 (0.01 円/kWh コマ含む)	—	数値	13		○
26	エリア・電源種別ごとの当月電気供給 量 (0.01 円/kWh コマ含まない)	—	数値	13		○
27	供給電力量 (0.01 円/kWh コマ含ま ない)	—	数値	13		○
28	解体等積立基準額	—	数値	整数：7 小数：2		○
29	供給電力量 (0.01 円/kWh コマ含む)	—	数値	13		○
30	交付根拠	—	文字列	5000		○
31	積立根拠	—	文字列	1000		○

※1 ヘッダー行、明細行に出力する項目について表記

第3章 交付金相当額積立金

本章では、交付金相当額積立金に関する以下の内容について、説明します（図 3-1 参照）。

- 3.1 積立金額確認
- 3.2 積立金取戻申請
- 3.3 徴収通知書の確認
- 3.4 帰属通知書の確認

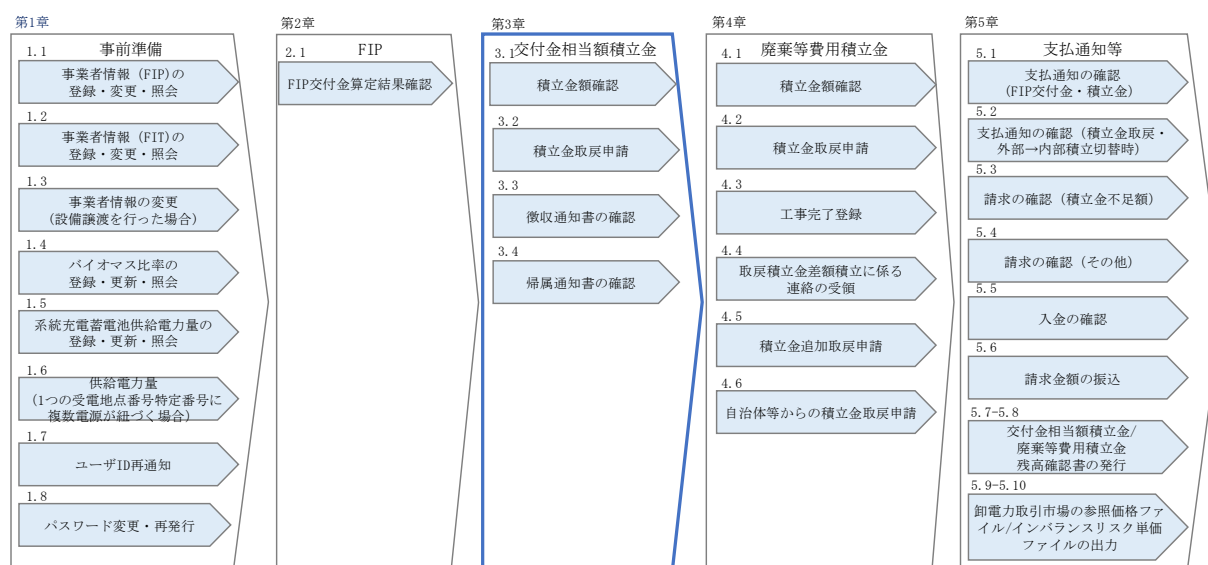


図 3-1 第3章の構成

3.1 積立金額確認

本節では、積立金額確認について説明します（図 4-2 参照）。

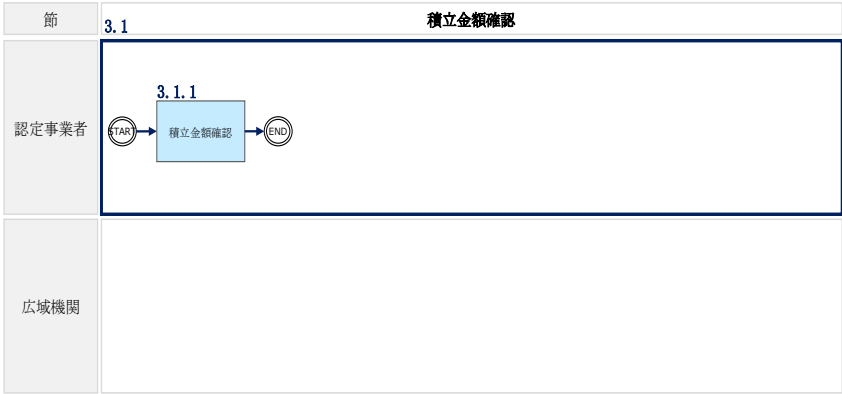


図 3-2 積立金額確認の詳細構成

3.1.2 積立金確認

対象年月の積立金の算定結果の確認

交付金相当額積立金の算定結果は、再エネ業務統合システムの「FIP 交付金・廃棄等費用積立算定結果一覧」から確認できます。確認方法については、FIP 交付金算定結果の確認と同様ですので、『2.1.1 交付金算定結果確認』を参照してください。

積立金の残高の確認

「ポータルトップ（ログイン後）画面」のメニューの「交付金相当額積立金管理」タブから「交付金相当額積立金残高管理」を選択します。交付金相当額積立金情報を検索したい設備の設備 ID を入力し「検索」ボタンをクリックすると、対象設備の積立金情報が表示されます。

設備 ID を入力せずに「検索」ボタンをクリックすると、全設備の積立金情報が表示されます。

更に月単位の積立履歴を確認する場合は、「詳細」ボタンをクリックすると「交付金相当額積立金残高管理詳細」画面が表示されます。

交付金相当額積立金残高管理

・MSG_P00011：該当する交付金相当額積立金情報は5件です。

交付金相当額積立金情報検索

① 再エネ事業者コード00000001

② 事業者名サンプル事業者

③ 設備ID例) A123456789

④ 認定状態☐ 認定中☐ 認定中（留保中）☐ 取消

検索

交付金相当額積立金情報検索結果一覧1件～5件/5件中

設備ID	交付金相当額積立金	認定状態	
A000001A01	100,000	認定中（留保中）	詳細
A000001A02	200,000	認定中	詳細
A000001A03	300,000	取消	詳細
A000001A04	0	取消	詳細 ⑤ 徴収通知書
A000001A05	0	取消	詳細 ⑥ 帰属通知書

図 3-3 「交付金相当額積立金残高管理」の画面イメージ

表 3-1 「交付金相当額積立金残高管理」での入力項目

No.	入力項目	留意点
①	再エネ事業者コード	入力不要（自動表示）
②	事業者名	入力不要（自動表示）
③	設備 ID	設備 ID を入力
④	認定状態	認定状態を入力
⑤	徴収通知書	徴収通知書（PDF）を出力します
⑥	帰属通知書	帰属通知書（PDF）を出力します

交付金相当額積立金残高管理詳細

設備情報

設備ID

A000001A04

電源種別

太陽光

エリア

東京

再エネ事業者コード

00000001

事業者名

認定事業者A株式会社

交付金相当額積立金履歴

表示対象：2023年01月 ~ 2024年04月

表示

年月	取引内容	金額	残高	ステータス
2024/04	交付金相当額積立金徴収		150,000	0 確定済
2024/04	交付金相当額積立金取戻		100,000	150,000 確定済
2024/03	2023年12月分 交付金相当額積立		150,000	250,000 確定済
2024/02	2023年11月分 交付金相当額積立		100,000	100,000 確定済

戻る

図 3-4 「交付金相当額積立金残高管理詳細」の画面イメージ

3.2 積立金取戻申請

本節では、積立金取戻申請について説明します（図 3-5 参照）。

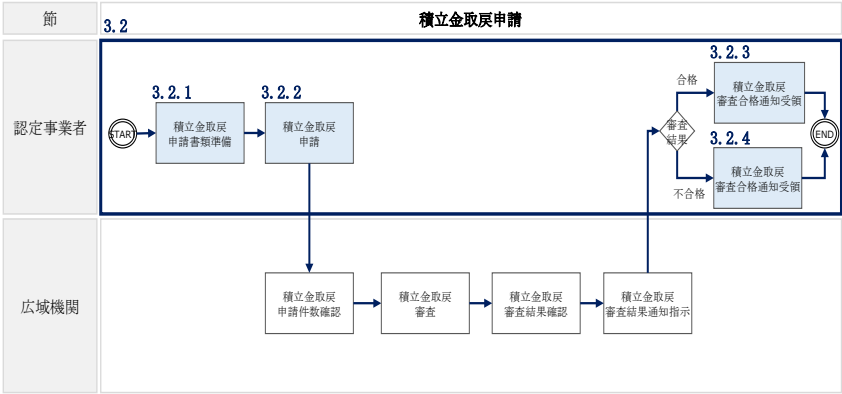


図 3-5 積立金取戻申請の詳細構成

3.2.1 積立金取戻申請資料準備

再エネ業務統合システムで積立金取戻申請するために必要な以下の書類（写しで可）を事前に準備してください（表 3-2 参照）。

なお、提出書類のファイル名は「申請年月日_書類名_事業者名_設備 ID. pdf」としてください。

例) 20221201_経済産業大臣の通知書面_〇〇株式会社_0123456789. pdf
設備 ID

20221201_印鑑証明書_〇〇株式会社_0123456789 等. pdf

複数の設備をまとめて申請する場合は 1 件目の設備 ID と「等」を記入

表 3-2 積立金取戻申請時の添付書類

添付書類	説明
印鑑証明書	いずれの取戻事由であっても要提出（印鑑証明書は発行から3カ月以内のものを添付してください） 地方公共団体等、印鑑証明書を有しない事業者は、「公印規程」を添付してください。
旧認定事業者であることを証する書面	旧認定事業者が申請する場合に添付してください。
再エネ特措法第10条の3に規定する認定事業者の義務への違反について改善に必要な措置をとったことを証する書面	取戻事由 A(再エネ特措法第10条の3に規定する認定事業者の義務への違反について改善に必要な措置をとった)を選択した場合に、当該事由を証する書面を添付してください。
認定発電設備の解体等を完了し、再生可能エネルギー発電事業を廃止したことを証する書面	取戻事由 B(認定発電設備の解体等を完了し、再生可能エネルギー発電事業を廃止した)を選択した場合に、当該事由を証する書面を添付してください。
その他認定事業者が交付金相当額積立金の取戻を行うことが適切であると経済産業大臣が認めたことを証する書面	取戻事由 D(その他認定事業者が交付金相当額積立金の取戻を行うことが適切であると経済産業大臣が認めた)を選択した場合に、当該事由を証する書面を添付してください。
その他	本機関による積立金取戻審査の結果、必要に応じて追加書類の提出が求められる場合があります。審査結果メールに必要な書類が記載されていますので、積立金取戻の再申請時に提出してください。

3.2.2 積立金取戻申請

交付金相当額積立金の取戻申請は、再エネ業務統合システムの「交付金相当額積立金取戻申請画面」から行います。

「ポータルトップ（ログイン後）画面」のメニューの「交付金相当額積立金管理」タブから「交付金相当額積立金取戻申請」を選択し、「交付金相当額積立金取戻申請画面」へ進みます。

「交付金相当額積立金取戻申請画面」の項目に入力し、添付が必要な書類を「追加」ボタンからアップロード後、「申請」ボタンをクリックして、積立金取戻申請を行います（図 3-6、表 3-3 参照）。

なお、対象となる設備が複数ある場合、「+」ボタンをクリックして対象設備ごとに入力項目を増やし、取戻申請を行うことが可能です。複数の対象となる設備の情報を入力後、「取戻申請額計算」ボタンをクリックすると、「取戻申請額（合計）」に複数の設備の取戻申請合計額が表示されます。

交付金相当額積立金取戻申請

申請登録

■ 再エネ事業者情報

① 再エネ事業者コード* 00000001

② 事業者名 サンプル事業者

■ 交付金相当額積立金取戻対象情報

③ 申請主体の性質* 申請主体の性質を選択

④ 取戻事由* 取戻事由を選択

■ 交付金相当額積立金取戻情報

No	設備ID*	残高[円]
1	⑤ 例)A123456789	⑥ 0
2	例)A123456789	0

+ -

■ 振込先口座情報

※FIT設備に対する取戻申請の場合、交付金相当額積立金の残高から買取義務者負担分を控除する場合があります。
 なお、残高については交付金相当額積立金残高管理画面からご確認ください。

金融機関名* ⑦ ミズホ 金融機関コード* ⑧ 0001
【キョウコウ】部分は不要

支店名* ⑨ ホンテン 支店番号* ⑩ 100
【シヤクシ】(エイギョウブ)部分は不要

預金種目* ⑪ ☒ 普通 ☐ 当座 ☐ 貯蓄

⑫ 口座情報* 1234567 口座名義 ⑬ サイバク 9999

⑭ ☐ 認定事業者と口座名義人が異なっている場合においても、口座名義人との間に問題が生じた場合は認定事業者に於いて解決し、貴機関に一切のご迷惑をおかけしないことを保証いたします。

【ゆうちょ銀行を登録される場合】
 振込用の店番・口座番号は、通帳に記載されている通常の記号・番号と異なります。
 振込用の「店名・預金種目・口座番号」を事前にご確認ください。（詳しくは、ゆうちょ銀行のホームページでご確認ください）

【口座名義についての注意事項】
 (1)口座名義は、金融機関に登録されている口座名義を入力してください。
 但し、カナおよび英字は大文字でご入力ください。（半角30文字以内）
 （例：「(Y111)」→「Y111」、「Abcd」→「ABCD」
 (2)口座名義が相違している場合、お振込みができません。
 ※使用可能文字（全角フォーマット）
 カナ(小文字を除く)、濁点、半濁点、英大文字(A～Z)、数字(0～9)、SP(スペース)、記号4種類(「(」-「)」、「{」-「}」、「[」-「]」、「<」-「>」)のみ。

■ 添付書類

印鑑証明書*

旧認定事業者であることを証する書面

再エネ特措法第10条の3に規定する認定事業者の義務への違反について改善に必要な措置をとったことを証する書面

認定発電設備の解体等を完了し、再生可能エネルギー発電事業を廃止したことを証する書面

その他認定事業者が交付金相当額積立金の取戻を行うことが適切であると経済産業大臣が認めたことを証する書面

その他

図 3-6 「交付金相当額積立金取戻申請画面」の画面イメージ（取戻申請時）

表 3-3 「交付金相当額積立金取戻申請画面」での入力項目（取戻申請時）

No.	入力項目	留意点
①	再エネ事業者コード	入力不要（自動表示）
②	事業者名	入力不要（自動表示）
③	申請主体の性質	「1. 認定事業者」又は「2. 旧認定事業者」から選択
④	取戻事由	以下の A～D から選択 A：再エネ特措法第 10 条の 3 に規定する認定事業者の義務への違反について改善に必要な措置をとった B：認定発電設備の解体等を完了し、再生可能エネルギー発電事業を廃止した C：再エネ特措法第 15 条の 11 第 1 項の規定による返還命令を受けた D：その他認定事業者が交付金相当額積立金の取戻を行うことが適切であると経済産業大臣が認めた
⑤	設備 ID	設備 ID を入力
⑥	残高 [円]	入力不要（⑤で設備 ID を入力すると自動表示されます）
⑦	金融機関名	積立金の振込先口座情報を入力 『表 1-5』の⑦金融機関名～⑭口座名義確認を参照して入力してください。
⑧	金融機関コード	
⑨	支店名	
⑩	支店番号	
⑪	預金種目	
⑫	口座番号	
⑬	口座名義	
⑭	口座名義確認	

3.2.3 積立金取戻審査合格通知受領

積立金取戻申請後、本機関による審査が行われ、積立金取戻が認められる認定事業者へは、合格通知がメールで送付されます。

3.2.4 積立金取戻審査不合格通知受領

積立金取戻申請後、本機関による審査が行われ、不備があった認定事業者へは、不合格通知がメールで送付されます。なお、積立金取戻の再申請を行う場合は、メールに記載されている不合格理由を確認し、再申請してください。

3.3 徴収通知書の確認

本節では、徴収通知書の受領について説明します（図 3-7 参照）。具体的な書面イメージは、本マニュアル末尾の付録3 【帳票1】を参照ください。

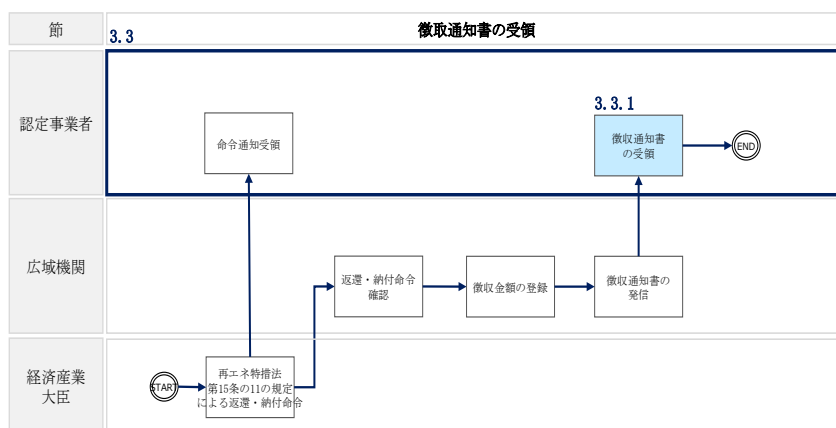


図 3-7 徴収通知書の確認の詳細構成

3.3.1 徴収通知書の確認

再エネ特措法第15条の規定により認定が取り消された場合、経済産業大臣は、同法第15条の11の規定により、交付金相当額積立金の全部若しくは一部を本機関に返還又は納付すべきことを命じることができます。

本機関は、当該命令を受けた者から、当該者が返還又は納付を命ぜられた金額を徴収し、徴収通知書を発行します。

再エネ業務統合システムに登録された設備に係る交付金相当額積立金が徴収された場合、システムから事業者にもメールで通知されます。徴収通知書を確認するには、受信したメールに記載されたURLなどからシステムのトップ画面にアクセスし、下記の手順に従ってください。

「ポータルトップ（ログイン後）画面」のメニューの「交付金相当額積立金管理」タブから「交付金相当額積立金残高管理」を選択して、「交付金相当額積立金残高管理画面」へ進みます。

「交付金相当額積立金残高管理画面」の「交付金相当額積立金残高情報検索」欄にて設備IDを入力し、「検索」ボタンをクリックします（図 3-3、表 3-1 参照）。

「交付金相当額積立金情報検索結果一覧」に対象の設備が表示されます。交付金相当額積立金が徴収された設備は、画面右端に「徴収通知書」ボタンが表示されます。

「徴収通知書」ボタンを押下すると、「徴収通知書」が PDF で出力されます。

表 3-4 徴収通知書の記載項目

No.	記載項目	記載内容
1	宛名	徴収通知書発行先の事業者名
2	文書管理番号	広域機関の文書管理番号
3	徴収通知書 No.	徴収通知書を一意に管理する No
4	徴収通知日	徴収通知書の発行日
5	徴収通知書発行者の名称	本機関の名称
6	徴収通知書発行者の名称	本機関の住所
7	徴収通知書発行者の部署	本機関の部署
8	徴収通知書発行者の連絡先	本機関の連絡先（TEL・メールアドレス）
9	設備 ID	留保交付金積立金の徴収対象となる設備 ID
10	徴収対象となる交付金相当額積立金[円]	徴収対象となる交付金相当額積立金の額

3.4 帰属通知書の確認

本節では、帰属通知書の受領について説明します（図 3-8 参照）。具体的な書面イメージは、本マニュアル末尾の付録 3【帳票 2】を参照ください。

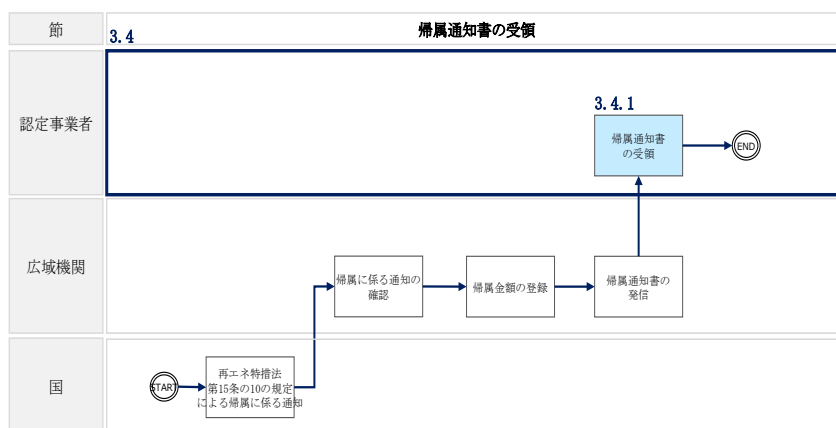


図 3-8 帰属通知書の確認の詳細構成

3.4.1 帰属通知書の確認

再エネ特措法第 15 条の 10 の規定により都道府県知事、市町村長その他の認定事業者及び旧認定事業者以外の者が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）その他の法律の規定により再生可能エネルギー発電設備の除去等の措置を講じた場合、本機関に積み立てられた交付金相当額積立金は本機関に帰属します。

本機関は、当該帰属した交付金相当額積立金について、帰属通知書を発行します。

再エネ業務統合システムに登録された設備に係る交付金相当額積立金の本機関に帰属した場合、システムから事業者にもメールで通知されます。帰属通知書を確認するには、受信したメールに記載された URL などからシステムのトップ画面にアクセスし、下記の手順に従ってください。

「ポータルトップ（ログイン後）画面」のメニューの「交付金相当額積立金管理」タブから「交付金相当額積立金残高管理」を選択して、「交付金相当額積立金残高管理画面」へ進みます。

「交付金相当額積立金残高管理画面」の「交付金相当額積立金残高情報検索」欄にて設備 ID を入力し、「検索」ボタンをクリックします（図 3-3、表 3-1 参照）。

「交付金相当額積立金情報検索結果一覧」に対象の設備が表示されます。交付金相当額積立金が本機関に帰属した設備は、画面右端に「帰属通知書」ボタンが表示されます。「帰属通知書」ボタンを押下すると、「帰属通知書」が PDF で出力されます。

表 3-5 徴収通知書の記載項目

No.	記載項目	記載内容
1	宛名	帰属通知書発行先の事業者名
2	文書管理番号	広域機関の文書管理番号
3	帰属通知書 No.	帰属通知書を一意に管理する No
4	帰属通知日	帰属通知書の発行日
5	帰属通知書発行者の名称	本機関の名称
6	帰属通知書発行者の名称	本機関の住所
7	帰属通知書発行者の部署	本機関の部署
8	帰属通知書発行者の連絡先	本機関の連絡先（TEL・メールアドレス）
9	設備 ID	留保交付金積立金の帰属対象となる設備 ID
10	帰属対象となる交付金相当額積立金[円]	帰属対象となる交付金相当額積立金の額

第4章 廃棄等費用積立金

本章では、廃棄等費用積立金に関する以下の内容について、説明します（図 4-1 参照）。

- 4.1 積立金額確認
- 4.2 積立金取戻申請
- 4.3 工事完了登録
- 4.4 取戻積立金差額積立に係る連絡の受領
- 4.5 積立金追加取戻申請
- 4.6 自治体等からの積立金取戻申請

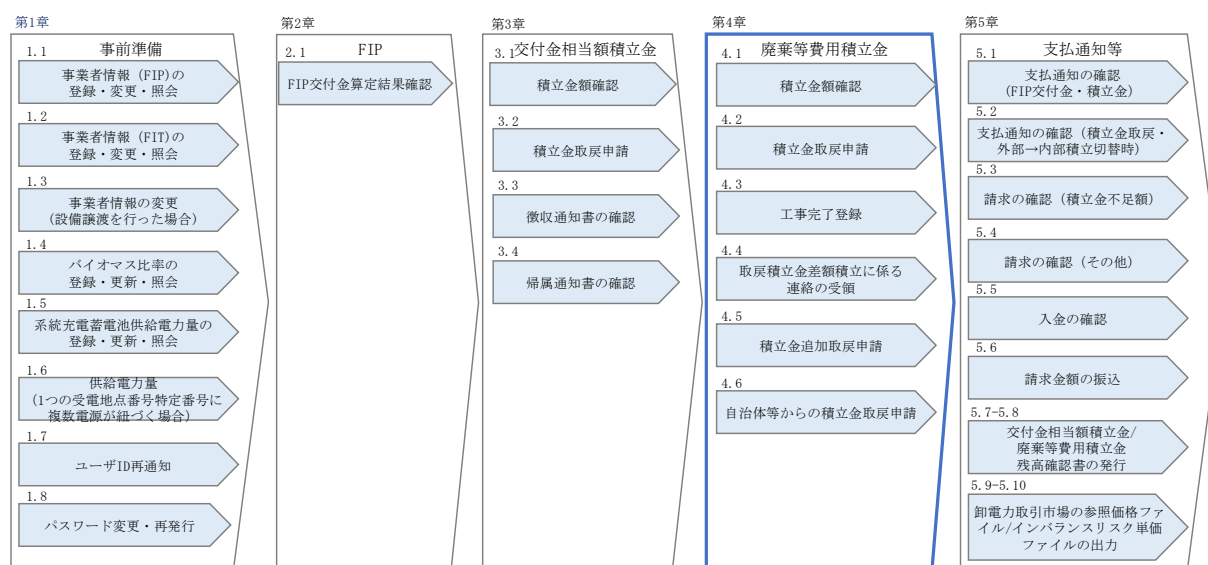


図 4-1 第4章の構成

注：解体等積立金の外部積立を行い、且つ取戻し申請が可能な主体は、以下の通りです。本機関に積み立てた解体等積立金の全部又は一部の取戻しを申請することができます。

- ・事業計画認定を受けた事業計画に基づいて再生可能エネルギー発電事業を実施する事業用太陽光発電（10kW 以上）事業者（認定事業者）
- ・（条件⁷を満たした場合）認定事業者に代わる自治体等

⁷ 『4.6.1 積立金取戻しに係る事前通知/行政代執行通知』参照

なお、解体等積立金の内部積立に係る要件や内部積立への申請方法については、資源エネルギー庁の公表している「廃棄等費用積立ガイドライン」を参照してください。

4.1 積立金額確認

本節では、積立金額確認について説明します（図 4-2 参照）。



図 4-2 積立金額確認の詳細構成

4.1.2 積立金確認

対象年月の積立金の算定結果の確認

解体等積立金の算定結果は、再エネ業務統合システムの「FIP 交付金・廃棄等費用積立算定結果一覧」から確認できます。確認方法については、FIP 交付金算定結果の確認と同様ですので、『2.1.1 交付金算定結果確認』を参照してください。

積立金の残高の確認

「ポータルトップ（ログイン後）画面」のメニューの「廃棄等費用積立管理」タブから「廃棄等費用積立金残高管理」を選択します。廃棄等費用積立金情報を検索したい設備の設備 ID を入力し「検索」ボタンをクリックすると、対象設備の積立金情報が表示されます。

設備 ID を入力せずに「検索」ボタンをクリックすると、全設備の積立金情報が表示されます。

更に月単位の積立履歴を確認する場合は、「詳細」ボタンをクリックすると「廃棄等費用積立金残高管理詳細」画面が表示されます。

廃棄等費用積立金残高管理

・MSG_D0001I：該当する廃棄等費用積立金情報は1件です。

廃棄等費用積立金情報検索

①

再エネ事業者コード

00000001

②

事業者名

認定事業者A株式会社

③

設備ID

例) A123456789

検索

廃棄等費用積立金情報検索結果一覧

1件～6件/6件中

事業者情報	設備ID	積立金額	積立金不足額	
00000001：認定事業者A株式会社	A000001A01	100,000	0	詳細
00000001：認定事業者A株式会社	A000001A02	100,000	0	詳細
00000001：認定事業者A株式会社	A000001A03	100,000	0	詳細
00000001：認定事業者A株式会社	A000001A04	100,000	0	詳細
00000001：認定事業者A株式会社	A000001A05	100,000	0	詳細
00000001：認定事業者A株式会社	A000001A06	100,000	0	詳細

図 4-3 「廃棄等費用積立金残高管理」の画面イメージ

表 4-1 「廃棄等費用積立金残高管理」での入力項目

No.	入力項目	留意点
①	再エネ事業者コード	入力不要（自動表示）
②	事業者名	入力不要（自動表示）
③	設備 ID	設備 ID を入力

廃棄等費用積立金残高管理詳細

設備情報

設備ID	A562673803
電源種別	太陽光
エリア	-
再エネ事業者コード	00000011
事業者名	認定事業者_11

積立金履歴

表示対象： 年 月 日 ~ 年 月 日 表示

年月	取引内容	金額	残高	不足額	ステータス
2022/12	2022年9月分 廃棄等費用積立	7,840	38,680		確定済
2022/11	2022年8月分 廃棄等費用積立	7,840	30,840		確定済
2022/10	2022年7月分 廃棄等費用積立	7,580	23,000		確定済
2022/09	2022年6月分 廃棄等費用積立	7,840	15,420		確定済
2022/08	2022年5月分 廃棄等費用積立	7,580	7,580		確定済

戻る

図 4-4 「廃棄等費用積立金残高管理詳細」の画面イメージ

また認定事業者は、事業者単位で積立金残高確認書の発行が可能です。詳細は『5.7 交付金相当額積立金残高確認書の発行』を参照してください。

4.2 積立金取戻申請

本節では、積立金取戻申請について説明します（図 4-5 参照）。

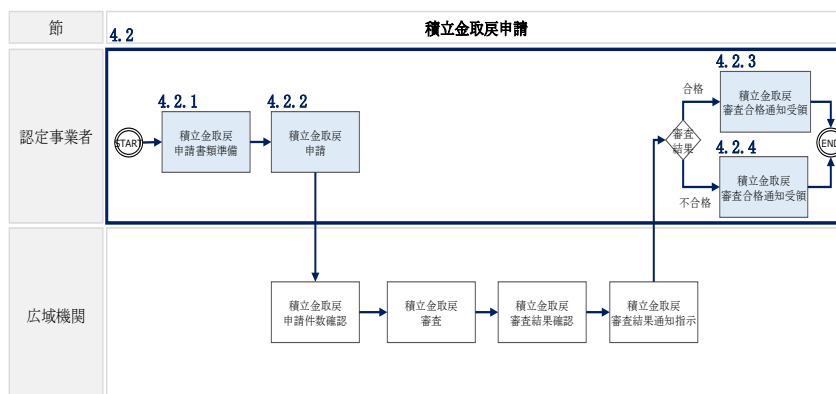


図 4-5 積立金取戻申請の詳細構成

4.2.1 積立金取戻申請資料準備

再エネ業務統合システムで積立金取戻申請するために必要な以下の書類（写しで可）を事前に準備してください（表 4-2 参照）。

なお、提出書類のファイル名は「申請年月日_書類名_事業者名_設備 ID. pdf」としてください。

例) 工事未完了時の取戻申請の場合

20221201_解体等を行うことを証する書類_〇〇株式会社_0123456789. pdf
 設備 ID

20221201_印鑑証明書_〇〇株式会社_0123456789 等. pdf

複数の設備をまとめて申請する場合は 1 件目の設備 ID と「等」を記入

工事完了後の取戻申請の場合

20221201_マニフェスト_〇〇株式会社_0123456789. pdf
 設備 ID

表 4-2 積立金取戻申請時の添付書類

添付書類	説明
印鑑証明書	いずれの取戻事由であっても要提出（印鑑証明書は発行から3カ月以内のものを添付してください） 地方公共団体等、印鑑証明書を有しない事業者は、「公印規程」を添付してください。
旧認定事業者又はその承継人であることを証する書面	申請主体の性質 No.2「旧認定事業者又はその承継人が申請」を選択する場合に要提出（表 4-3 ③申請主体の性質を参照）
解体等を行うこと及び解体等に要する費用を証する書面	取戻事由が「認定発電設備の解体等の実施に要する費用に充てる」に該当する場合に以下の解体・撤去工事状況に応じて、必要な書類を要提出（表 4-3 ④取戻事由 A～F を参照） 【解体・撤去工事が未完了】 ・解体・撤去業者との間で締結された廃棄等を依頼する内容の契約書写し（解体等を予定する太陽電池モジュールの量が記載されている必要あり） ・契約書写し内に解体等に要する費用が記載されていない場合は、発注書など工事予定価格が記載された書類 【解体・撤去工事が完了】 以下の4点全ての提出が必須。ただし「解体等の完了の確認を受けたことを証する書面」を経済産業省から受領している場合は、「解体等の完了の確認を受けたことを証する書面」を以下4点の代替資料として提出可能。 ・解体・撤去業者との間で締結された廃棄等を依頼する内容の契約書写し ・産業廃棄物管理表（マニフェスト）の写し（実際に解体した太陽電池モジュールの量が記載されている必要あり） ・写真（取外し前/取外し中/取外し後） ・領収書
解体等の完了の確認を受けたことを証する書面	取戻事由が「解体等の工事が完了し、経済産業大臣の確認後に申請する」に該当する場合に要提出（表 4-3 ④取戻事由 G を参照）

添付書類	説明
	「解体等の完了の確認を受けたことを証する書面」を経済産業省から受領している場合は要提出。ただし、「解体等を行うこと及び解体等に要する費用を証する書面」の4点を代替資料として提出可能。
内部積立を行っていることを証する書面	取戻事由が「積立区分が外部積立から内部積立に切り替った」に該当する場合に要提出（表 4-3 ④取戻事由 H を参照）
当該設備が適切かつ確実な解体等を実施する観点から適切な構造であることを証する書面	解体等を予定する太陽電池モジュールにおける含有化学物質（鉛、カドミウム、ヒ素及びセレン）及び製造期間の情報が記載されている書面を指します。詳細は資源エネルギー庁の「廃棄等費用積立ガイドライン」をご確認ください。 取戻事由が A～F のいずれかに該当する場合に提出してください。
その他	本機関による積立金取戻審査の結果、必要に応じて追加書類の提出が求められる場合があります。審査結果メールに必要な書類が記載されていますので、積立金取戻の再申請時に提出してください。

4.2.2 積立金取戻申請

解体等積立金の取戻申請は、再エネ業務統合システムの「廃棄等費用積立金取戻申請画面」から行います。

「ポータルトップ（ログイン後）画面」のメニューの「廃棄等費用積立管理」タブから「廃棄等費用積立金取戻申請」を選択し、「廃棄等費用積立金取戻申請画面」へ進みます。

「廃棄等費用積立金取戻申請画面」の項目に入力し、添付が必要な書類を「追加」ボタンからアップロード後、「申請」ボタンをクリックして、積立金取戻申請を行います（図 4-6、表 4-3 参照）。

なお、廃棄対象となる設備が複数ある場合、「+」ボタンをクリックして対象設備ごとに入力項目を増やし、取戻申請を行うことが可能です。複数の廃棄対象となる設備の情報を入力後、「取戻申請額計算」ボタンをクリックすると、「取戻申請額（合計）」に複数の設備の取戻申請合計額が表示されます。

廃棄等費用積立金取戻申請

申請登録

取戻申請番号

例) 0000000001

差額申請

※差額申請時は取戻申請番号を入力し、差額申請ボタンを押下してください。

■再エネ事業者情報

①再エネ事業者コード*

000000001

②事業者名

認定事業者A株式会社

■廃棄対象情報

③申請主体の性質*

申請主体の性質を選択

④取戻事由*

取戻事由を選択

■積立金取戻情報

No	設備ID	⑥廃棄対象太陽光パネル出力[kW]	⑦廃棄比率 [%]※	⑧廃棄比率からの算定額 [円]※	⑨取戻時の積立額 [円]※	⑩実際の廃棄費用 [円]	⑪取戻申請額[円]
1	例)A123456789	例) 9999999.999	0	0	0		
2	例)A123456789	例) 9999999.999	0	0	0		+

計算※

取戻申請額 (合計) ⑫ 0 円 取戻申請額計算

■振込先口座情報

⑬金融機関名*

⑬ ミズホ

金融機関コード*

⑭ 0001

⑮支店名*

⑮ ホンデン

支店番号*

⑯ 100

⑰預金種目*

⑰ 普通

⑱当座

⑱貯蓄

⑲口座番号*

⑲ 1234567

⑲口座名義

⑲ サイゼン

⑳入力した口座名義に相違ありません。

☐ 認定事業者と口座名義人が異なっている場合においても、口座名義人との間に問題が生じた場合は認定事業者に於いて解決し、貴機関に一切のご迷惑をおかけしないことを保証いたします。

【ゆうちょ銀行を登録される場合】

振込用の店番・口座番号は、通帳に記載されている通常の記号・番号と異なります。

振込用の「店名・預金種目・口座番号」を事前にご確認ください。（詳しくは、ゆうちょ銀行のホームページでご確認ください）

【口座名義についての注意事項】

(1)口座名義は、金融機関に登録されている口座名義を入力してください。

但し、カナおよび英字は大文字でご入力ください。（半角30文字以内）

（例：「(v13)」→「v13」、「abc」→「ABC」

(2)口座名義が相違している場合、お振込みができません。

※使用可能文字（全角フォーマット）

カナ(小文字を除く)、濁点、半濁点、英大文字(A～Z)、数字 (0～9)、SP(スペース)、記号4種類 (() - { }) のみ。

■工事情報

㉑委託事業者

例) 委託事業者株式会社

㉒工期 (予定)

着工日 年 / 月 / 日

完工日 年 / 月 / 日

㉓工期 (実績)

着工日 年 / 月 / 日

完工日 年 / 月 / 日

印鑑証明書

追加

旧認定事業者またはその承継人であることを証する書面

追加

解体等を行うこと及び解体等に要する費用を証する書面

追加

解体等の完了の確認を受けたことを証する書面

追加

内部積立を行っていることを証する書面

追加

当該設備が適切かつ着実な解体等を実施する観点から適切な構造であることを証する書面

追加

その他

追加

申請

図 4-6 「廃棄等費用積立金取戻申請画面」の画面イメージ（取戻申請時）

98

表 4-3 「廃棄等費用積立金取戻申請画面」での入力項目（取戻申請時）

No.	入力項目	留意点
①	再エネ事業者コード	入力不要（自動表示）
②	事業者名	入力不要（自動表示）
③	申請主体の性質	「1. 認定事業者」又は「2. 認定事業者であった者（旧認定事業者）又はその承継人」から選択 「2. 認定事業者であった者（旧認定事業者）又はその承継人」を選択した場合のみ、「旧認定事業者の場合は認定通知書、承継人の場合は地位の承継が分かる書面」を添付。
④	取戻事由	➤ 取戻事由が「認定発電設備の解体等の実施に要する費用に充てる」に該当する場合、以下のA～Fから選択 【調達期間中】 A：発電事業を廃止する－調達期間中、 B：発電事業を縮小する－調達期間中 【調達期間終了後】 C：発電事業を廃止する－調達期間終了後、 D：発電事業を縮小する－調達期間終了後、 E：太陽光パネルを一部交換する－調達期間終了後、 F：調達期間終了後に一度も交換していない太陽光パネルを全て交換する－調達期間終了後 A～Fを選択した場合、「解体等を行うこと及び解体等に要する費用を証する書面」を添付。³ ➤ 取戻事由が「解体等の工事が完了し、経済産業省の確認後に申請する」に該当する場合、Gを選択 G：再エネ特措法第15条の12第1項の規定により再生可能エネルギー発電設備の解体等が完了したことについて経済産業省の確認を受けた Gを選択した場合、「解体等の完了の確認を受けたことを証する書面」を添付。³

No.	入力項目	留意点
		➤ 取戻事由が「積立区分が外部積立から内部積立に切り替った」に該当する場合、Hを選択 H：認定事業者が再エネ特措法の第15条の11の規定により解体等に要する費用に充てるための金銭を積み立てている（以下「内部積立」という。） Hを選択した場合、「内部積立てを行っていることを証する書面」を添付。³
⑤	設備 ID	設備 ID を入力
⑥	廃棄対象の太陽光パネル出力 [kW]	廃棄対象の太陽光パネル出力[kW]を入力 「解体・撤去業者との間で締結された廃棄等を依頼する内容の契約書写し」に記載されている太陽光電池モジュール量と一致している必要があります。
⑦	廃棄比率 [%]	入力不要（「計算」ボタンをクリックすると、⑥で入力した太陽光パネル出力と認定済の発電出力から自動計算されます）
⑧	廃棄比率からの算定額 [円]	入力不要（「計算」ボタンをクリックすると、⑦の廃棄比率から自動計算されます）
⑨	取戻時の積立金	入力不要（「計算」ボタンをクリックすると、自動表示されます）
⑩	実際の廃棄費用[円]	解体・撤去工事が完了後に申請する場合、領収書に記載されている実際の廃棄費用（税込み額）を入力（解体・撤去工事が未完了の場合は工事予定価格を入力）
⑪	取戻申請額[円]	⑧～⑩のうち、最も低い金額を上限に入力 ➤ 取戻可能額の考え方 次の各金額の中で最も小さい額が取戻可能額となります。 a. 10年間で積み立てられた解体等積立金の総額のうち認定上の太陽電池モジュールの出力に対する廃棄又は交換する太陽電池モジュールの出力の割合に相当する額 b. 取戻し時点で当該認定事業について本機関に積み立てられた解体等積立金の額 c. 実際に廃棄等に要した費用の額

No.	入力項目	留意点
⑫	取戻申請額（合計）	入力不要（「取戻申請額計算」ボタンをクリックすると、自動表示されます）
⑬	金融機関名	積立金の振込先口座情報を入力 『表 1-5』の⑦金融機関名～⑭口座名義確認を参照して入力してください。
⑭	金融機関コード	
⑮	支店名	
⑯	支店番号	
⑰	預金種目	
⑱	口座番号	
⑲	口座名義	
⑳	口座名義確認	
㉑	委託事業者名	契約した解体・撤去業者名を入力
㉒	工期（予定）	着工日・完工日（予定）を選択
㉓	工期（実績）	着工日・完工日（実績）を選択（解体・撤去工事が未完了の場合は入力不要） 「（工事完了後）積立金取戻し申請と同時に工事完了登録」を行う場合、工期（実績）の入力が必須

4.2.3 積立金取戻審査合格通知受領

積立金取戻申請後、本機関による審査が行われ、積立金取戻が認められる認定事業者へは、合格通知がメールで送付されます。

4.2.4 積立金取戻審査不合格通知受領

積立金取戻申請後、本機関による審査が行われ、不備があった認定事業者へは、不合格通知がメールで送付されます。

なお、積立金取戻の再申請を行う場合は、メールに記載されている不合格理由を確認し、再申請してください。

4.3 工事完了登録

本節では、工事完了登録について説明します（図 4-7 参照）。『4.2 積立金取戻申請』において、申請時に取戻事由として「認定発電設備の解体等の実施に要する費用に充てる（A～F）」を選択し、取戻しを行った認定事業者は、解体・撤去工事及び解体・撤去事業者へ支払いを完了した時点で速やかに、工期（実績）の完工日の登録及び必要書類⁸の提出を実施していただく必要があります。

なお、解体・撤去工事完了後に積立金の取戻を行った認定事業者は、『4.2 積立金取戻申請』において、申請時に取戻事由として「解体等の工事が完了し、経済産業省の確認後に申請する（G）」を選択して取戻を行ったため、本節に記載の本業務の対象外です。

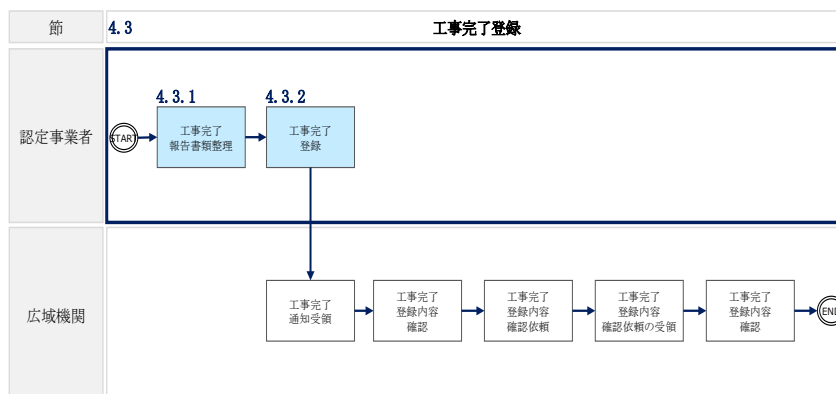


図 4-7 工事完了登録の詳細構成

注：工事完了登録（工期（実績）の完工日の登録及び必要書類の提出）を実施するタイミングは以下のいずれかとなりますが、本節では1のタイミングでの工事完了登録について記載しています。2のタイミングでの工事完了登録については『4.2 積立金取戻申請』を参照してください。

1. （工事完了前）積立金取戻申請 → （工事完了後）工事完了登録
2. （工事完了後）積立金取戻申請と同時に工事完了登録

⁸ 「解体等を行うこと及び解体等に要する費用を証する書面」（解体・撤去工事が完了した場合の書類）及び「解体等の完了の確認を受けたことを証する書面」

4.3.1 工事完了報告書類整理

再エネ業務統合システムで積立金取戻申請するために必要な以下の書類（写しで可）を事前に準備してください（表 4-4 参照）。なお、提出書類のファイル名のルールについては、『4.2.1 積立金取戻申請資料準備』を参照してください。

表 4-4 工事完了登録時の添付書類

((工事完了前) 積立金取戻申請→(工事完了後) 工事完了登録の場合の添付書類)

添付書類	説明
解体等を行うこと及び解体等に要する費用を証する書面	『表 4-2』の「解体等を行うこと及び解体等に要する費用を証する書面」のうち、解体・撤去工事が完了した場合の書類添付が必要 【解体・撤去工事が完了】 以下の4点全ての提出が必須。ただし「解体等の完了の確認を受けたことを証する書面」を経済産業省から受領している場合は、「解体等の完了の確認を受けたことを証する書面」を以下4点の代替資料として提出可能。 ・解体・撤去業者との間で締結された廃棄等を依頼する内容の契約書写し・産業廃棄物管理表（マニフェスト）の写し（実際に解体した太陽電池モジュールの量が記載されている必要あり） ・写真（取外し前/取外し中/取外し後） ・領収書
解体等の完了の確認を受けたことを証する書面	「解体等の完了の確認を受けたことを証する書面」を経済産業省から受領している場合は要提出。ただし、「解体等を行うこと及び解体等に要する費用を証する書面」の4点を代替資料として提出可能。

4.3.2 工事完了登録

先に（工事完了前）積立金取戻申請を行い、後から（工事完了後）工事完了登録を行う場合の工事完了登録は、再エネ業務統合システムの「廃棄等費用積立金取戻詳細画面」から行います。

「ポータルトップ（ログイン後）画面」のメニューの「廃棄等費用積立管理」タブから「廃棄等費用積立金取戻一覧」を選択し、「廃棄等費用積立金取戻一覧画面」へ進みます。

「廃棄等費用積立金取戻一覧画面」で検索条件を入力し、「検索」ボタンをクリックします。

検索結果が「廃棄等費用積立金取戻情報検索結果一覧」欄に表示されますので、工事完了登録を行う申請番号の「詳細」ボタンをクリックし、「廃棄等費用積立金取戻詳細画面」に進み、「工事完了登録」をクリックします。（図 4-6、表 4-4 参照）。

「廃棄等費用積立金取戻詳細画面」の項目に入力し、添付が必要な書類を「追加」ボタンからアップロード後、「登録」ボタンをクリックして、工事完了登録を完了させます³。

なお、本機関による工事完了登録の添付書類確認の結果、必要に応じて書類の再提出が求められる場合があります。本機関からのメールに必要な書類が記載されていますので、メールで書類を再提出してください。

・MSG_D00011：該当する廃棄等費用積立金取戻申請は5件です。

廃棄等費用積立金取戻情報検索

再エネ事業者コード12345678

事業者名株式会社サイエネ

①取戻申請番号例) 0000000001

②申請種類

③申請日開始 年 / 月 / 日 終了 年 / 月 / 日

検索

廃棄等費用積立金取戻情報検索結果一覧1件～5件/5件中

取戻申請番号	申請種類	取戻申請額	予定着工日	予定完工日	実績着工日	実績完工日	取戻申請審査結果	申請日	工事
0000000003	通常	500	2022/07/25	2022/07/26	2022/07/29	2022/07/30	審査中	2022/07/25	-
0000000002	通常	1,300	2022/07/25	2022/07/26	2022/08/24	2022/08/25	合格	2022/07/25	-
0000000002	差額	1,300	2022/07/25	2022/07/26	2022/08/24	2022/08/25	審査中	2022/08/24	-

図 4-8 「廃棄等費用積立金取戻一覧画面」の画面イメージ